

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について」（事務連絡）

新	旧
<p style="text-align: center;">事務連絡 <u>平成29年6月29日</u></p> <p>各 都道府県・指定都市・中核市 子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中</p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）</p> <p>市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための<u>考え方の改訂について（作業の手引き【改訂版】の送付）</u></p> <p>（第一段落～第二段落 略）</p> <p><u>また、平成29年6月2日に「子育て安心プラン」が公表され、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、「M字カーブ」を解消するため、平成34年度末までの5年間で25歳～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされました。</u></p> <p><u>平成29年1月27日付事務連絡において、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための作業の手引きをお示したところですが、子育て安心プランを踏まえ、別添のとおり改訂いたしましたので、各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、潜在的な保育ニーズを十分に把握した上での適切な見直し作業を進めていただき</u></p>	<p style="text-align: center;">事務連絡 <u>平成29年1月27日</u></p> <p>各 都道府県・指定都市・中核市 子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中</p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）</p> <p>市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための<u>考え方について（作業の手引きの送付）</u></p> <p>（第一段落～第二段落 略）</p> <p><u>今般、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための作業の手引きを別添のとおり作成いたしましたので、各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。</u></p>

ますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

各市町村において中間年の見直しにより算出される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」等の調査について、平成 29 年 3 月 29 日付事務連絡でお示した調査票に基づき、別途調査を実施いたしますので、ご承知おきください。

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方 (作業の手引き)【改訂版】

平成 29 年 6 月 29 日

1. はじめに

(第一段落～第三段落 略)

なお、25 歳～44 歳の女性就業率（以下単に「女性就業率」という。）の上昇を十分見込んだ上で、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、既に見直しを行った自治体について、改めて作業を行うことまでを求める趣旨ではない。

2. 見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

(第一段落～第二段落 略)

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない(女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や実績値>量の見込みとなる場合には、見直しを

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

各市町村において中間年の見直しにより算出される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」については、国における平成 29 年度以降の子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、今年度末頃等に調査を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方 (作業の手引き)

平成 29 年 1 月 27 日

1. はじめに

(第一段落～第三段落 略)

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、平成 28 年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことまでを求める趣旨ではない。

2. 見直しの要否の基準（「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等）

(第一段落～第二段落 略)

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない(実績値>量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい)。

行うことが望ましい。

(参考表 略)

(3 略)

(4 (1) 略)

(2) 支給認定割合の補正の考え方

(i) 考え方

支給認定割合の補正に当たっては、平成 27 年度・平成 28 年度のトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性就業率の上昇傾向(特に全国的には平成 34 年度末までに女性就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備するとしていること)に留意いただきたい。

支給認定区分ごとに特に留意すべき事項は以下のとおりである。

(4 (2) (ii) 略)

(iii) 2号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

2号認定子どもについては、保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

その上で、以下を踏まえて補正を行うこと。

ア かい離の要因となっている保育認定事由が、就労及び求職活動、育児休業である場合は、補正を行う。この場合、平成 27 年度及び平成 28 年度の申請状況（既に平成 29 年度に向けた申請を受け付けている場合には、平成 29 年度の申請状況を含む。）に基づき、平成 31 年度末までの見込みについて補正を行う。

イ かい離の要因となっている保育認定事由が、災害復旧など外部的な一時的要因であることが明白である場合には、今後の見込みにおいて、考

(参考表 略)

(3 略)

(4 (1) 略)

(2) 支給認定割合の補正の考え方

(i) 考え方

支給認定割合の補正に当たっては、平成 27 年度・平成 28 年度のトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意いただきたい。

支給認定区分ごとに特に留意すべき事項は以下のとおりである。

(4 (2) (ii) 略)

(iii) 2号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

2号認定子どもについては、保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

その上で、以下を踏まえて補正を行うこと。

ア かい離の要因となっている保育認定事由が、就労及び求職活動、育児休業である場合は、補正を行う。この場合、平成 27 年度及び平成 28 年度の申請状況（既に平成 29 年度に向けた申請を受け付けている場合には、平成 29 年度の申請状況を含む。）に基づき、平成 31 年度末までの見込みについて補正を行う。

イ かい離の要因となっている保育認定事由が、災害復旧など外部的な一時的要因であることが明白である場合には、今後の見込みにおいて、補

慮しないこととして差支えない。

ウ かい離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾向を分析し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

エ 子育て安心プランにおいて、国においては、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされていること。

(計算式イメージ 略)

(iv) 3号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

3号認定子どもについては、0歳と1・2歳ごとに、保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

その上で、以下を踏まえて補正を行うこと。

ア かい離の要因となっている保育認定事由が、就労及び求職活動、育児休業である場合は、補正を行う。この場合、実績値に加え、女性就業率(全国的には平成34年度末までに女性就業率80%)と1・2歳児の保育所等利用率が正の相関関係にあることを考慮し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

イ かい離の要因となっている保育認定事由が、災害復旧など外部的な一時的要因であることが明白である場合には、今後の見込みにおいて、考慮しないこととして差支えない。

ウ かい離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在

正を行わなくて差支えない。

ウ かい離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾向を分析し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

(計算式イメージ 略)

(iv) 3号認定子どもの支給認定割合のかい離の要因分析・補正

3号認定子どもについては、0歳と1・2歳ごとに、保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

その上で、以下を踏まえて補正を行うこと。

ア かい離の要因となっている保育認定事由が、就労及び求職活動、育児休業である場合は、補正を行う。この場合、実績値に加え、女性の就業率と1・2歳児の保育所等利用率が正の相関関係にあることを考慮し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

イ かい離の要因となっている保育認定事由が、災害復旧など外部的な一時的要因であることが明白である場合には、今後の見込みにおいて、補正を行わなくて差支えない。

ウ かい離の要因となっている保育認定事由が、妊娠・出産など個々人でみれば一時的な要因であっても、地域の中で一定の割合で継続的に存在しうる要因については、その傾向を分析し、平成31年度末までの見込み

しうる要因については、その傾向を分析し、平成 31 年度末までの見込みについて補正を行う。

エ 子育て安心プランにおいて、国においては、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿の予算を平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間で確保した上で、遅くとも平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成 34 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされていること。

注：全国的には、女性就業率 80%となった場合、1・2 歳児の保育利用率は 60%程度になると推計される。

(計算式イメージ 略)

(4 (3) 略)

5. 必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫

子育て安心プランに係る 6 つの支援パッケージとともに、既に発出した事務連絡等における待機児童解消等に関する各種事項を最大限活用し、教育・保育施設及び地域型保育施設事業を行う者の確保に向けた各般の取組を進めること。また、下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、各年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行うこと。

(①～④ 略)

⑤ 幼稚園における 3～5 歳児に対する預かり保育の充実や各種事業を活用した 0～2 歳児の受入れは、待機児童解消に資する重要な取組であり、以下のとおり、保育の受け皿の確保策として位置付けることを可能とする予定であることから、これも踏まえ、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検

について補正を行う。

(計算式イメージ 略)

(4 (3) 略)

5. 必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫

既に発出した事務連絡等における待機児童解消等に関する各種事項を最大限活用し、教育・保育施設及び地域型保育施設事業を行う者の確保に向けた各般の取組を進めること。また、下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、各年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行うこと。

(①～④ 略)

⑤ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することも可能とすること。(基本指針を改正予定)

討すること。(基本指針を改正予定)

ア 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することを可能とすること。

イ 幼稚園において、子育て安心プランに基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもに関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することを可能とすること。

6. その他の留意点

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

その際、

- ・放課後児童クラブについては、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭タイプの割合、専業主婦(主夫)家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・利用者支援事業について、昨年度、厚生労働省で行った「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」におけるとりまとめにおいて示されたとおり、保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズを適

6. その他の留意点

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

その際、

- ・放課後児童クラブについては、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭タイプの割合、専業主婦(主夫)家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う

切に把握するためには保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえ、見直しを行う

- ・地域子育て支援拠点事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

(6 (2) ~ 6 (4) 略)

7. 今後のスケジュール (イメージ)

国	都道府県・市町村
<p>平成 29 年度</p> <p><u>【夏頃】</u> 基本指針等の改正</p> <p><u>【秋頃目途】</u> 内閣府において、教育・保育の量の見込みの改定状況取りまとめ(最終集計)</p>	<p><u>【6月～8月】</u> 各都道府県・市町村において、<u>教育・保育の量確保策等の見直し作業</u></p> <p><u>【秋から冬】</u> 各都道府県・市町村において、計画の改定作業</p> <p><u>【年度末】</u> 各都道府県・市町村において、計画の見直し作業終了</p>

- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

(6 (2) ~ 6 (4) 略)

7. 今後のスケジュール (イメージ)

平成 28 年度 (国)	(地方自治体)
<p><u>【1 月】</u> 内閣府より、自治体に対し見直しの考え方の提示</p> <p><u>【3 月】</u> 内閣府より、見直しの検討状況調査(各都道府県・市町村における教育・保育の量の見込みの見直し状況(4月中に中間とりまとめ))</p>	<p><u>【1月～】</u> 各都道府県・市町村において、<u>見直しの方針を策定</u></p> <p><u>各都道府県・市町村において、教育・保育の量の見込みの見直し作業</u></p>
<p>平成 29 年度</p> <p><u>【4 月】</u> 内閣府において、<u>教育・保育の量の見込みの見直し状況取りまとめ</u></p> <p><u>【春ごろ】</u> 基本指針等の改正</p> <p><u>【夏ごろ】</u> 内閣府において、教育・</p>	<p><u>【4～6月】</u> 各都道府県・市町村において、<u>教育・保育の確保策等の見直し作業</u></p> <p><u>【秋から冬】</u> 各都道府県・市町村に</p>

	保育の量の見込みの改定 状況取りまとめ（最終集 計）	において、計画の改定作業 【年 度 末】各都道府県・市町村に において、計画の見直し作 業終了
--	----------------------------------	--